

## 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

### 1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成29年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては1月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

### 2 掲示するちらし

「月次相談レポート」1月号 A4判1ページ(月刊)

### 3 スケジュール

- ・平成30年1月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

### お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課  
鈴木(勇)、鈴木(理)

電話：045-671-2568

FAX：045-664-9533

## 賃貸住宅の契約トラブルにご注意！

賃貸アパートなどで、入退去時等のトラブルが後を絶ちません。入居前に物件や契約内容（特約事項等）をよく確認して慎重に！

- 昨日、入居したら、排水管が詰まっていて洗濯機が使えず、対応もしてくれない。
- 2年入居し退去する際、きれいな状態だと言いながら、敷金を上回る高額な修繕費を請求された。

事前に付帯設備もチェック！  
契約にない請求には要注意！  
困ったときは相談を！

お互いに 一声かけて  
見守りを！

